

一定規模の太陽光発電設備を設置する場合は 市への許可申請手続が必要です

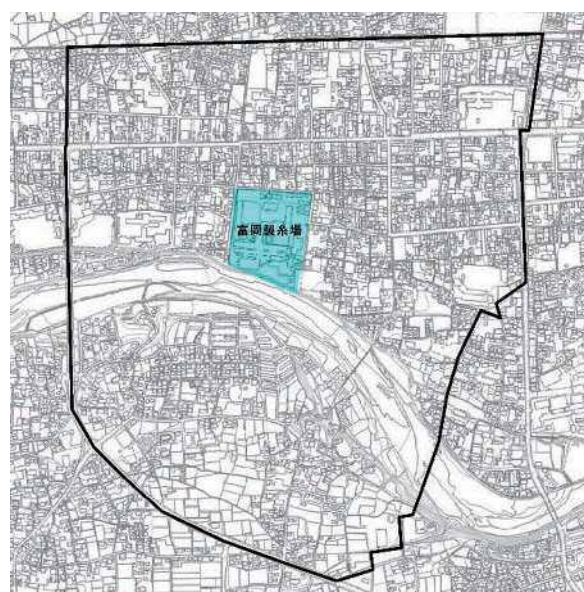


平成30年10月1日から、「富岡市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」が施行されます。一定の面積を超える太陽光発電設備を設置する場合は、許可申請が必要となります。事業を計画されている方は、事前に都市計画課までご相談ください。なお、屋根又は屋上に設置する太陽光パネルについては申請対象外です。詳細は以下のとおりです。

1 許可申請が必要となる地域（保全地区）

（1）富岡製糸場周辺特定景観計画区域

富岡市景観計画に定める「富岡製糸場周辺特定景観計画区域内（バッファゾーン）」において、太陽光発電設備設置事業を行う場合は、**全ての事業**が許可申請の対象となります。なお、建築物の屋根又は屋上に設置する太陽光パネルについては、景観条例に基づく色彩制限の対象となります。



※太枠内が「富岡製糸場周辺特定景観計画区域」です。なお、「景観計画区域」は市内全域です。

（2）景観計画区域（市内全域）

富岡市景観計画に定める「景観計画区域内（市内全域）」において、事業区域の**土地の面積が300㎡を超える**太陽光発電設備設置事業を行う場合は、許可申請の対象となります。

2 ポイント

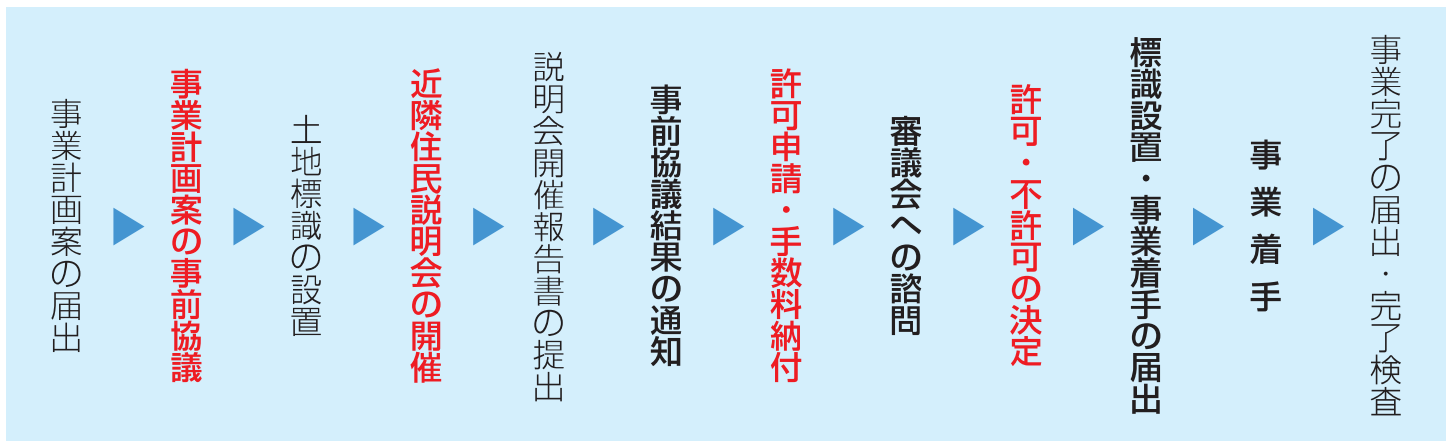
- 一定規模の太陽光発電設備を設置する場合は、市への「**事前協議**」と「**許可申請**」が必要になります。
- 太陽光発電設備設置許可基準に基づき、申請内容を審査します。
- 許可又は不許可の判断は、「**太陽光発電設備設置審議会**」の審議を経て決定します。
- 事業者は、**事業区域の境界から100メートル以内**の区域に居住する者及び土地又は建物を所有する者に対し、説明会を開催する必要があります。
- **この条例の施行日前に着手した事業であっても**、自然環境若しくは景観を損ない、又は災害若しくは生活環境への被害等が発生するおそれがある場合は、市から事業者に対し、その防止のために必要な措置を求めることができます。
- 条例に違反した場合は、**違反事実を公表**します。

3 許可申請手数料

- | | |
|---------------|----------|
| (1) 許可申請手数料 | 1件につき3万円 |
| (2) 変更許可申請手数料 | 1件につき2万円 |

※手数料は、申請書提出時にお支払いいただきます。

4 許可申請手続のフロー



※事前協議書の提出から許可決定までに要する期間は、事業内容と審議会の開催日程によって数箇月かかります。

※太陽光発電設備設置の許可基準は、条例施行規則及び許可申請等の手引きをご参照ください（規則及び手引きは、平成30年6月末までに市ホームページで公表します。）。

5 是正勧告・措置命令等

(1) 是正勧告又は措置命令等の対象となる案件

- ① 検査の結果、許可内容に適合していないと認められるとき。
- ② 許可又は変更許可を受けた事業計画に従って事業を行っていないと認められるとき。
- ③ 許可又は変更許可の規定に違反したとき。

(2) 公表する事項

- ① 当該命令又は許可の取消しを受けた者の氏名及び住所
- ② 当該命令又は許可の取消しの内容
- ③ 不正行為を行った事業者の氏名及び住所並びに不正行為の内容

6 関係部署

- 農地転用に関する事。…………… 富岡市農業委員会事務局 【TEL:0274-62-1511(内線1277)】
- 森林の伐採に関する事。…………… 富岡市農政課有害鳥獣対策係 【TEL:0274-62-1511(内線1270)】
- 土砂の搬入出に関する事。…………… 富岡市環境課環境政策係 【TEL:0274-62-1511(内線3532)】
- 国土利用計画法に関する事。… 富岡市都市計画課都市計画係 【TEL:0274-62-1511(内線1312)】

お問合せ先

〒370-2392 群馬県富岡市富岡1460番地1
富岡市都市建設部 都市計画課 景観係

TEL: 0274-62-1511 (内線1315)

FAX: 0274-62-0357

E-mail: keikan@city.tomioka.lg.jp

